

矢板市マイナンバーカード出張申請受付実施要領

矢板市では、マイナンバーカード取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体等に出張して、顔写真の撮影から申請までの手続をサポートする「出張申請受付」を行います。

後日、カードを本人限定受取郵便で自宅に送付するため、市役所に出向くことなく受け取ることができます。

1 対象団体

- (1) 矢板市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 矢板市内の地域団体等（行政区、コミュニティ団体等）

2 実施日時

平日午前10時から午後4時までの間で実施日時を調整します。

3 申込条件

申込の際は、以下の条件に承諾のうえ、事前に次の書類を提出していただきます。

- (1) マイナンバーカード出張申請申込書（様式1）
- (2) マイナンバーカード出張申請申請者名簿（様式2）

【企業・地域団体の要件】

- (1) 申請希望者が5名以上見込まれること。
- (2) 申込団体において申請受付会場、机、椅子等の備品及び本市が持参するタブレット端末等の電源の準備ができること。
- (3) 申請希望者へ当日必要な書類の事前配布、案内等ができること。

【出張申請が可能な方の要件】

- (1) 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
- (2) 申請日からおおよそ2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- (3) 申請本人が本確認書類を持参し、会場に来ることができること。
(15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要です。)
- (4) マイナンバーカードを受領するにあたり、本人限定受取郵便の受け取りができること。
- (5) 郵便局の転送サービスを利用していないこと。
- (6) 本人確認書類の氏名、住所の記載が最新であること。

4 申請当日に必要な書類

- (1) 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- (2) 個人番号カード・電子証明書暗証番号設定依頼書
※事前に配布しますので必要事項を記入して当日お持ちください。
- (3) 個人番号通知カード（原本を回収します。） ※紛失した方は当日お知らせください。
- (4) 本人確認書類（原本を提示いただき、コピーを取ります。）

・ 1点で確認できるもの

運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード、パスポート（旅券）、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳、在留カードなど

・ 2点必要なもの

健康保険証、介護保険証、年金手帳（証書）、母子手帳、各種医療費助成受給者証、学生証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証など

※有効期限内のものをご用意ください。

※企業等は上記以外に勤務先等の確認書類（社員証など）をご用意ください。

- (5) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ、原本を回収します。）
- (6) 法定代理人であることを確認できる書類及び法定代理人の本人確認書類（原本を提示いただき、コピーを取ります。） ※15歳未満の方及び成年後見人の申請時のみ

5 申し込みから交付までの流れ

- (1) 各団体において申請希望者を募集してください。
- (2) 5名以上の申請希望者が集まったら、「マイナンバーカード出張申請申込書（様式第1）」及び「マイナンバーカード出張申請者名簿（様式第2）」に必要事項を記入し提出してください（実施希望日の15日前までに提出をお願いします。）。
- (3) 市から申込団体ご担当者様へ日程調整の連絡をし、必要書類を送付します。
- (4) 申込団体ご担当者様は申請者に日程及び必要書類の周知をしてください。
- (5) 市職員が申込団体の指定する会場に伺い、申請の受付を行います。
- (6) 後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便によりご自宅に送付します。
（申請書類に不備・不足があると、本人限定受取郵便での送付ができませんので、市役所にカードを受け取りに来ていただく場合があります。）